

令和5年1月9日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

水際措置の見直しについて

1月12日以降、以下の臨時的な措置を講じる。

マカオからの直行旅客便での入国者について、出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出を求めるとともに、全員入国時検査を実施する。

(以上)